○総務省令第百六十六号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

(一)	塩化亜鉛	二〇〇キログラム
(二)	酢酸亜鉛	
(三)	硫酸亜鉛	
(四)	りん酸亜鉛	
(五)	アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(六)	五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(七)	三酸化アンチモン	
(八)	酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(九)	アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇％以下を含有するものを除く。）	
(十)	一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(十一)	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(十二)	塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六％以下を含有するものを除く。）	
(十三)	塩素	
(十四)	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(十五)	酸化カドミウム	
(十六)	硝酸カドミウム	
(十七)	硫化カドミウム	
(十八)	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	
(十九)	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	
(二十)	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。）	
(二十一)	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(二十二)	クロルピクリンを含有する製剤	
(二十三)	クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）	
(二十四)	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(二十五)	二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(二十六)	けいふっ化水素酸を含有する製剤	
(二十七)	けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	
(二十八)	けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(二十九)	けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	
(三十)	五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）	
(三十一)	四塩化炭素を含有する製剤	
(三十二)	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇％以下を含有するものを除く。）	
(三十三)	塩化第一すず	